

令和7年度 第2回那珂川町特別職報酬等審議会次第

日時： 令和7年10月15日（水） 午前10時

場所： 那珂川町役場2階 201・202会議室

1 開 会

2 議 題

（1）特別職の給料の額について

3 その他

4 閉 会

令和 7 年度

第 2 回那珂川町特別職報酬等審議会

資 料

日時： 令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水） 1 0 時～

場所： 那珂川町役場 1 階 2 0 1 ・ 2 0 2 会議室

目 次

1	特別職の職員の給与改定について・・・・・・・・・・	1
2	近年における消費者物価上昇率・・・・・・・・・・	4
3	人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の 職員の給与額・・・・・・・・・・	5
4	過去における特別職の職員の給与改定の状況・・・・・・・・	7
5	一般職の職員の給与改定の状況・・・・・・・・・・	8
6	特別職給料の引上げ額（案）・・・・・・・・・・	9

1 特別職の職員の給与改定について

昭和43年10月17日自治給第94号自治省行政局長通知に基づき、下記の資料により審議を行うこととする。

- ① 近年における消費者物価上昇率
- ② 人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与額
- ③ 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- ④ 一般職の職員の給与改定の状況

【参考】

○特別職の職員の給与について（昭和43年10月17日自治給第94号自治省行政局長通知）

特別職の職員の給与については、「特別職の報酬等について」（昭和39年自治給第208号各都道府県知事あて自治事務次官通知）の趣旨に沿って措置されて来ていることと思料されるが、最近、一部の地方公共団体の特別職の給与の引き上げに関連して、その内容および引き上げ幅、特別職報酬等審議会の運営等について必ずしも適切とはいえないものがある、世論の批判を受けているものもあるので、今後一層の適正化を期するため、下記事項に充分配意し、必要な措置を講じられたい。

なお、貴管下市町村についても、この通知の趣旨に沿って適切な措置が講じられるようよろしく指導願いたい。

記

一 特別職の職員の給与の内容の明確化について

1 常勤の特別職の職員に支給できる諸手当の範囲

常勤の職員には、地方自治法第204条および附則第6条の2の規定により、各種手当が支給できるものとされているが、これらの手当については、各手当のもつ本来の性格から、その支給の範囲において当然に制約のあるものであること。

従って、常勤の一般職の職員に対し、当該職員に適用される給料表において、その職責の差、地域差等によって必要とされる給与額の差を十分に反映させることができないため、給料と別個に支給するものとして設けられている手当を、その給料が、本来の職務の特殊性に基づき、当該職務に対する一切の給付を含めて、個々具体的に条例で定めるべきものとされている知事（市長村長）、副知事（助役）および出納長（収入役）（以下「三役」という。）に対して支給する

ものとすることは、極めて不適當であること。

最近、一部の地方公共団体で三役の給料引上に関連して、これら職員に管理職手当の支給を行なっている事例が世論の批判を受けたが、このような措置を行なっている地方公共団体にあつては、以上の趣旨から同手当の支給を廃止するよう可及的速やかな機会に所要の改善措置を講ずること。

なお、管理職手当以外の手当についても、国家公務員の特別職の職員に支給されている手当（調整手当または暫定手当、期末手当、寒冷地手当）に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えないが、それ以外のものについても支給を行なっている地方公共団体については、上記管理職手当の場合と同様、その改善措置を講ずること。

2 条例上の規定の整備

三役に支給される給与の種類および額については、条例で定めることとされているが、従来、一部の地方公共団体にあつては、「一般職の職員の例による」という不明確な規定を設けている例が見受けられるので、このような規定を改め、三役に支給できる給与の種類および額について具体的に規定し、その明確化を図ること。

二 特別職報酬等審議会について

1 審議会委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の委員の人選が元議員、当該地方公共団体から特別な財政援助を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられたが、委員の選任に当っては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配意すること。

2 給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料および報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとする。

3 審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少くともおおむね別記

に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において十分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配意すること。

4 審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあたっては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

5 答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上回って給与の額を決定し、または改定の実施時期を繰り上げるものがないよう充分配意すること。

別記（資料項目）

1 近年における消費者物価上昇率

2 人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与額

3 過去における特別職の職員の給与改定の状況

4 一般職の職員の給与改定の状況

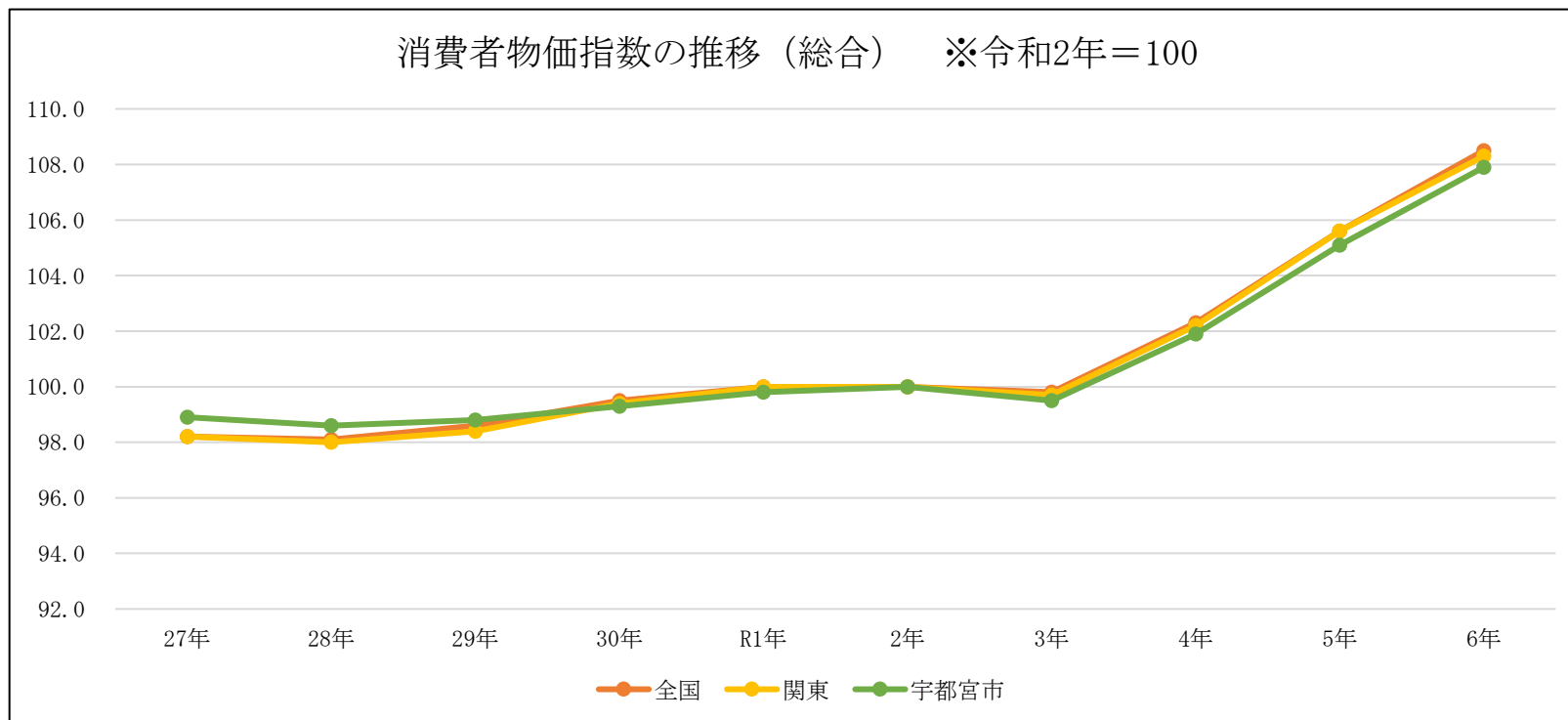
5 議会費の前5カ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込

6 当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民1人当たり額と類似地方公共団体のそれとの比較

7 議会議員の活動状況（審議日数）

2 近年における消費者物価上昇率

消費者物価指数は基準時の費用を100として、比較時の費用を比率の形（指数）で表したもので、日常生活で消費者が購入する商品の価格の動きを総合して見たもの。



(総合)	27年	28年	29年	30年	R1年	2年	3年	4年	5年	6年
全国	98.2	98.1	98.6	99.5	100.0	100.0	99.8	102.3	105.6	108.5
関東	98.2	98.0	98.4	99.4	100.0	100.0	99.7	102.2	105.6	108.3
宇都宮市	98.9	98.6	98.8	99.3	99.8	100.0	99.5	101.9	105.1	107.9

総務省統計局公表「2020年基準消費者物価指数」（年平均時系列データ）

3 人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与額

① 県内各市町との比較

団体名	面積 km ²	住基人口 (R6. 1. 1) 人	普通会計職員数 (R5. 4. 1) 人	経常収支比率 (令和5年度) %	標準財政規模 (令和5年度) 千円	財政力指数 (令和5年度) %	市町長	副市町長	教育長
宇都宮市	416.85	515,831	2,963	93.7	106,725,227	0.97	1,180,000	960,000	755,000
足利市	177.76	141,021	982	89.6	30,144,319	0.73	1,015,000	836,000	677,000
栃木市	331.50	154,371	1,150	97.5	37,431,172	0.69	1,020,000	840,000	680,000
佐野市	356.04	114,146	894	93.2	28,930,233	0.70	1,015,000	785,000	695,000
鹿沼市	490.64	93,807	789	91.0	23,677,270	0.69	1,000,000	814,000	662,000
日光市	1449.83	76,413	862	98.6	25,626,437	0.55	960,000	760,000	675,000
小山市	171.75	166,975	1,084	89.3	34,637,773	0.94	1,080,000	870,000	730,000
真岡市	167.34	79,002	441	91.1	19,061,622	0.83	1,015,000	805,000	670,000
大田原市	354.36	68,873	496	97.7	19,257,621	0.63	970,000	760,000	685,000
矢板市	170.46	30,577	217	91.1	8,093,407	0.64	890,000	705,000	640,000
那須塩原市	592.74	116,133	749	94.8	28,680,472	0.75	960,000	755,000	685,000
さくら市	125.63	43,802	310	94.7	11,577,517	0.69	900,000	715,000	650,000
那須烏山市	174.35	24,035	227	90.8	8,530,198	0.45	780,000	630,000	580,000
下野市	74.59	59,880	367	93.5	15,643,849	0.69	940,000	740,000	660,000
上三川町	54.39	31,012	183	85.1	7,464,535	0.93	780,000	620,000	580,000
益子町	89.40	21,616	140	89.0	5,415,961	0.54	750,000	610,000	570,000
茂木町	172.69	11,703	116	93.8	4,710,745	0.37	740,000	600,000	550,000
市貝町	64.25	11,277	102	91.1	3,734,453	0.62	740,000	600,000	550,000
芳賀町	70.16	15,505	143	85.1	5,229,605	0.98	740,000	600,000	550,000
壬生町	61.06	38,359	209	89.2	9,145,344	0.80	850,000	700,000	610,000
野木町	30.27	25,006	150	90.1	5,884,937	0.75	780,000	620,000	580,000
塩谷町	176.06	10,069	122	85.3	3,863,550	0.42	770,000	610,000	565,000
高根沢町	70.87	28,803	182	83.3	6,999,708	0.74	780,000	630,000	580,000
那須町	372.34	24,011	252	90.9	8,020,942	0.69	785,000	640,000	620,000
那珂川町	192.78	14,560	190	89.1	5,971,198	0.38	720,000	585,000	535,000

※那須烏山市の市長、副市長及び教育長の給料は、R7. 12. 1～改定の見込み。

○ 経常収支比率（財政構造の弾力性）

経常的に歳入される町税などの財源が、人件費、扶助費、公債費などの義務的な経費にどれだけ
充てられているかを示す割合

※この比率が低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。

○ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。

○ 財政力指数（豊かさの程度）

自治体が標準的な行政サービスを行うための収入を自ら賄える割合

② 県内類似団体との比較

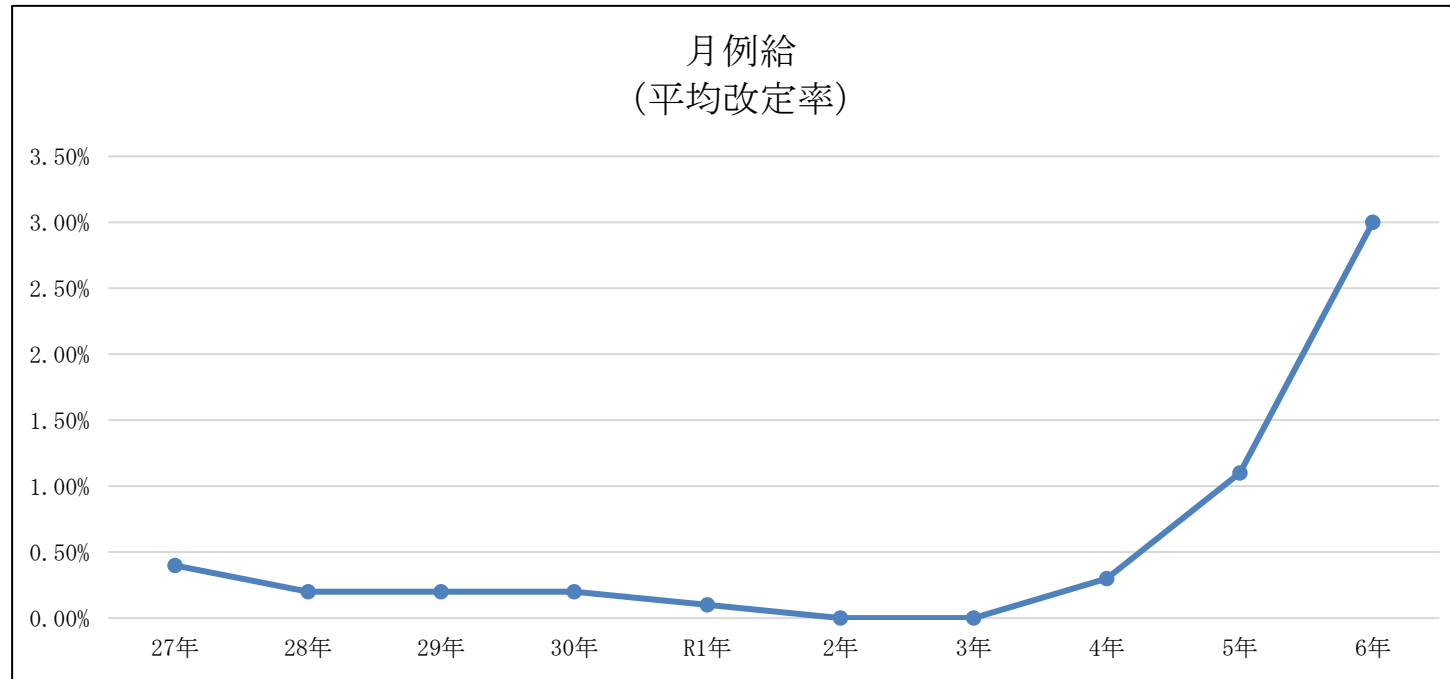
団体名	面積 km ²	住基人口 (R6. 1. 1) 人	普通会計職員数 (R5. 4. 1) 人	経常収支比率 (令和5年度) %	標準財政規模 (令和5年度) 千円	財政力指数 (令和5年度) %	町長	副町長	教育長
茂木町	172. 69	11, 703	116	93. 8	4, 710, 745	0. 37	740, 000	600, 000	550, 000
市貝町	64. 25	11, 277	102	91. 1	3, 734, 453	0. 62	740, 000	600, 000	550, 000
芳賀町	70. 16	15, 505	143	85. 1	5, 229, 605	0. 98	740, 000	600, 000	550, 000
塩谷町	176. 06	10, 069	122	85. 3	3, 863, 550	0. 42	770, 000	610, 000	565, 000
那珂川町	192. 78	14, 560	190	89. 1	5, 971, 198	0. 38	720, 000	585, 000	535, 000

4 過去における特別職の職員の給与改定の状況

町長等の特別職の給料の額は、平成17年10月1日の那珂川町誕生以降において1度も改定を行っていない。

5 一般職の職員の給与改定の状況

一般職の職員の給与改定については、人事院から示される国家公務員の給与改定に準じて実施している。



	27年	28年	29年	30年	R1年	2年	3年	4年	5年	6年
月例給 (平均改定率)	0.40%	0.20%	0.20%	0.20%	0.10%	改定なし	改定なし	0.30%	1.10%	3.00%

6 特別職給料の引上げ額（案）

① 案１・・・月額9.0%の引上げ

平成27年以降の消費者物価指数（宇都宮市）における物価上昇率9.0%を
根拠に設定（1,000円未満四捨五入）

団体名		町長	副町長	教育長
那珂川町	現行	720,000	585,000	535,000
	引上げ率	9.0%	9.0%	9.0%
	引上げ額	65,000	53,000	48,000
	引上げ後月額	785,000	638,000	583,000
茂木町		740,000	600,000	550,000
市貝町		740,000	600,000	550,000
芳賀町		740,000	600,000	550,000
塩谷町		770,000	610,000	565,000
4町平均※		748,000	603,000	554,000

※1,000円未満四捨五入

② 案２・・・月額5.5%の引上げ

一般職の職員の給料の改定状況を根拠に設定（1,000円未満四捨五入）

団体名		町長	副町長	教育長
那珂川町	現行	720,000	585,000	535,000
	引上げ率	5.5%	5.5%	5.5%
	引上げ額	40,000	32,000	29,000
	引上げ後月額	760,000	617,000	564,000
茂木町		740,000	600,000	550,000
市貝町		740,000	600,000	550,000
芳賀町		740,000	600,000	550,000
塩谷町		770,000	610,000	565,000
4町平均※		748,000	603,000	554,000

※1,000円未満四捨五入

③ 案３・・・月額3.9%の引上げ

県内類似団体の町長給料月額の平均値（748,000円）を根拠に設定（1,000円未満四捨五入）

団体名		町長	副町長	教育長
那珂川町	現行	720,000	585,000	535,000
	引上げ率	3.9%	3.9%	3.9%
	引上げ額	28,000	23,000	21,000
	引上げ後月額	748,000	608,000	556,000
茂木町		740,000	600,000	550,000
市貝町		740,000	600,000	550,000
芳賀町		740,000	600,000	550,000
塩谷町		770,000	610,000	565,000
4町平均※		748,000	603,000	554,000

※1,000円未満四捨五入

④ 案４・・・月額7.2%の引上げ

県内の町の町長給料月額の平均値（772,000円）を根拠に設定（1,000円未満四捨五入）

団体名		町長	副町長	教育長
那珂川町	現行	720,000	585,000	535,000
	引上げ率	7.2%	7.2%	7.2%
	引上げ額	52,000	42,000	39,000
	引上げ後月額	772,000	627,000	574,000
上三川町		780,000	620,000	580,000
益子町		750,000	610,000	570,000
茂木町		740,000	600,000	550,000
市貝町		740,000	600,000	550,000
芳賀町		740,000	600,000	550,000
壬生町		850,000	700,000	610,000
野木町		780,000	620,000	580,000
塩谷町		770,000	610,000	565,000
高根沢町		780,000	630,000	580,000
那須町		785,000	640,000	620,000
町平均※		772,000	623,000	576,000

※1,000円未満四捨五入